

請願 第6号

受付 平成28年11月21日

付託 平成28年11月29日

「運転開始から40年を超えた東海第二発電所の運転期間延長を行わないことを求める」  
意見書に関する請願

紹介議員 池田 慈、竹原大蔵

・請願趣旨

原子力発電所の運転期間を40年とすることは、甚大な被害をもたらし、今もなお廃炉への道筋が見えない東京電力福島第一原発過酷事故を踏まえて制定されたものであり、厳格に適用されるべきです。しかし原子力規制委員会が認めれば、最長20年延長できる例外規定があり、その審査に関しても専門家等から安全性に疑義が出されている状況です。

私たちが暮らす茨城県には、運転開始から38年になる東海第二原子力発電所があり、東日本大震災により破損し停止していますが、日本原子力発電株式会社（以下日本原電）は、2014年5月、再稼働に向けて原子力規制委員会に適合性審査の申請を提出し現在審査中です。そして、2018年11月をもって開始から40年となります。そのような中、日本原電には運転期間延長認可制度への申請の動きもあります。（東海第二原発の延長申請が必要となる期間は2017年8月28日から11月28日までの3カ月）

東海第二原発は、老朽化している上に被災し、停止中も放射性液漏れ事故等が続きました。また、30キロ圏に生活する約100万人の現実的避難計画の策定も困難を極めている中、運転期間20年延長の動きに、市民は不安を募らせています。

取手市議会は、平成26年第4回定例議会で「原発再稼働に反対し、原発ゼロ政策への転換を求める意見書」提出の請願を、賛成多数で採択しています。

運転開始から40年を経た原子力発電所の運転期間の延長は行わず、速やかに廃止することを求めます。また、国策として進めてきた原発政策、原子力発電所の廃止後は、国が責任を持って原発に代わる地域経済振興支援を行なうことを求めます。

・請願事項

- 1、運転開始から40年を超えた東海第二原子力発電所の運転期間延長を行わないこと
- 2、運転開始から40年を経た原子力発電所は速やかに廃止し、国が責任を持って地域経済を支援すること

上記1、2を求める意見書を関係機関に提出すること

以上、地方自治法第124条の規定により請願いたします。

平成28年11月21日

請願者代表

住 所 茨城県取手市野々井1061-6

氏 名 竹添 みち子 ほか657人

取手市議会議員 佐藤 清 殿